

和歌山海区漁業調整委員会の委員候補者の選定に関する要項

(趣旨)

第1 この要項は、和歌山海区漁業調整委員会の委員の任命に関する要綱（令和2年10月1日制定）第8条第2項の規定に基づき、和歌山海区漁業調整委員会の委員候補者（以下「候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定方法)

第2 知事は、漁業者・漁業従事者委員、学識経験委員、中立委員の別に、候補者を選定するものとする。

2 知事は、推薦を受けた者及び応募した者の数が定数を超えた場合は、和歌山海区漁業調整委員会委員候補者選定基準（別紙）により候補者を選定するものとする。

附 則

この要項は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年8月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。

(別紙)

和歌山海区漁業調整委員会候補者選定基準

1. 全ての委員の基準

- (1) 性別に著しい偏りが生じないように配慮
- (2) 年齢に著しい偏りが生じないように配慮
- (3) 漁業に関する見識が高く、適切な判断の下に漁業調整に取り組むことが期待できるか
- (4) 漁業者・漁業従事者と協調性をもって誠実に漁業調整に取り組むことが期待できるか
- (5) 公正・公平な観点で漁業調整に取り組むことが期待できるか
- (6) 海区漁業調整委員歴の有無

2. 委員の区分別基準

(1) 漁業者・漁業従事者委員の基準

- ア 推薦団体の規模
- イ 推薦団体の活動内容・属性
- ウ 漁業調整の能力
- エ 地域的なバランス
- オ 漁業種類のバランス

(2) 学識経験委員の基準

- ア 資源管理及び漁業経営に関する研究業績の状況
- イ 和歌山県の漁業に関係した研究業績の状況

(3) 中立委員の基準

- ア 公益的観点からの判断能力
- イ 漁業以外の分野における活動実績の状況

3. その他の基準

候補者の選定において、上記以外の基準が必要となった場合は、適時これを定める。